

大分県障がい者工賃向上計画（第5期） （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）



令和7年6月改訂

大 分 県



目 次

第1章 計画の趣旨

1	計画策定の背景・理念	1
2	計画の目的	2
3	計画の対象事業所	2
4	計画の対象期間	2

第2章 第4期工賃向上計画（R3～R5）の実績

1	第4期工賃向上計画（R3～R5）の実績	3
2	官公需の発注状況	5
3	各B型事業所における工賃実績の増減理由	5
4	B型事業所が希望する支援策	6
5	B型事業所が抱える課題	7

第3章 目標工賃額

1	目標工賃の設定	8
2	目標工賃の考え方	8

第4章 計画推進のための各主体の役割

1	県の具体的な取組	9
2	B型事業所に求められること	10
3	市町村に求められること	12

第5章 計画の検証

1	各年度における計画達成状況の点検及び評価	13
2	平均工賃月額公表	13

参考

平均工賃月額の算定方法の見直し（指針より）	14
-----------------------	----

大分県障がい者工賃向上計画（第5期）

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の背景・理念

障がいのある方が地域で心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進するにあたって、それぞれの適性や能力に応じて可能な限り就労し、活動の場を持つことができるよう支援していくことが必要です。

なかでも、企業などでの一般就労が困難な障がい者にとって、福祉的就労の場となっている就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」という。）は、社会参加と生活の拠点として、また、生産活動等を通じた生きがいの創出や収入を得る場として大切な役割を果たしており、ここで働く障がい者が適切な支援を受けながら、工賃向上を図ることは極めて重要です。

このため、大分県では平成20年3月に「大分県障がい者工賃倍増5か年計画」を策定し、B型事業所をはじめ行政、産業界、関係機関などあらゆる主体が連携して取り組み、また、平成24年度以降は3年ごとに「大分県障がい者工賃向上計画」を策定し、障害者年金等をはじめとする社会保障給付費等による収入と合わせ、就労の対価として支払われる工賃を増加させ、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、共同受注体制の確立や農福連携の推進、官公需の拡大等の事業に取り組んできました。

工賃向上に当たっては、計画に基づいた継続的な取組が重要であることから、令和6年度以降についても「工賃向上計画」を策定し、今計画では、事業所を利用する障がい者の工賃向上を図ることは、障がい者の自立を促進し、「やりがいと生きがいのある暮らし」を実現するための具体的な手段と位置づけ、障がい者活躍日本一の実現に向けて、引き続き工賃向上に向けた取組を推進していきます。

2 計画の目的

1で述べたとおり、障がい者が地域において心豊かに暮らし働ける社会づくりを推進するためには、更なる工賃向上が必要です。

そこで、国から、これまでの取組の実績を踏まえた「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針（令和6年3月29日付け障発0329第42号。以下「指針」という。）が提示され、B型事業所を中心として引き続き工賃向上に向けた取組を推進することとされました。

本県においても、県長期総合計画において、目標工賃額の設定や工賃水準の向上を目指した各種施策を推進してきたところです。

第5期工賃向上計画の策定にあたっては、国の指針や第4期工賃向上計画期間中の実績、現在策定中の新たな県長期総合計画の内容を加味し作成します。

3 計画の対象事業所

B型事業所（令和6年4月1日現在 272事業所）を対象とします。

なお、就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）については、雇用契約等に基づく就労であり、既に工賃水準が高いため本計画からは除外します。

4 計画の対象期間

計画の対象期間は、指針で示されたとおり令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

第2章 第4期工賃向上計画（R3～R5）の実績

1 第4期工賃向上計画（R3～R5）の実績

令和3年度から令和5年度までの工賃向上計画では、平成30年度から令和2年度の年平均伸び率3%とほぼ同率の2.9%を目標とし、具体的な方策として、共同受注体制の確立や官公需の拡大、農福連携の推進などを計画推進の柱とし、工賃向上に取り組んできました。

結果として、令和5年度の工賃支払総額は約11億8千万円、平均工賃月額が25,475円で、令和2年度の17,924円から金額で7,551円、伸び率にして42.1%（年率約14%）の増加となりました。

第4期工賃向上計画（R3～R5）における目標工賃及び実績工賃

		R2	R3	R4	R5
月額工賃 (対R2年度比)	目標工賃	18,841円 —	18,443円 (97.9%)	18,962円 (100.6%)	19,481円 (103.4%)
	実績工賃	17,924円 —	18,917円 (105.5%)	20,145円 (112.4%)	25,475円 (142.1%)
時間額工賃 (対R2年度比)	目標工賃	261円 —	254円 (97.3%)	261円 (100.0%)	268円 (102.7%)
	実績工賃	247円 —	264円 (106.9%)	278円 (112.6%)	—

※平均工賃月額算定方法の見直し

今回の調査から、平均工賃月額の算定方法について、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入されました。（※14頁参照）。

① 事業所別

提出のあった226事業所のうち、平均工賃月額2万円以上のB型事業所が145事業所（令和2年度75事業所）に対し、1万円未満は11事業所（令和2年度30事業所）でした。

また、B型事業所は年々増加しており、令和2年度の実績報告対象事業所数（令和3年3月31日時点に存在している事業所）は232事業所でしたが、令和5年度では272事業所となっており、40事業所の増となっています。

〈令和5年度平均工賃月額分布〉

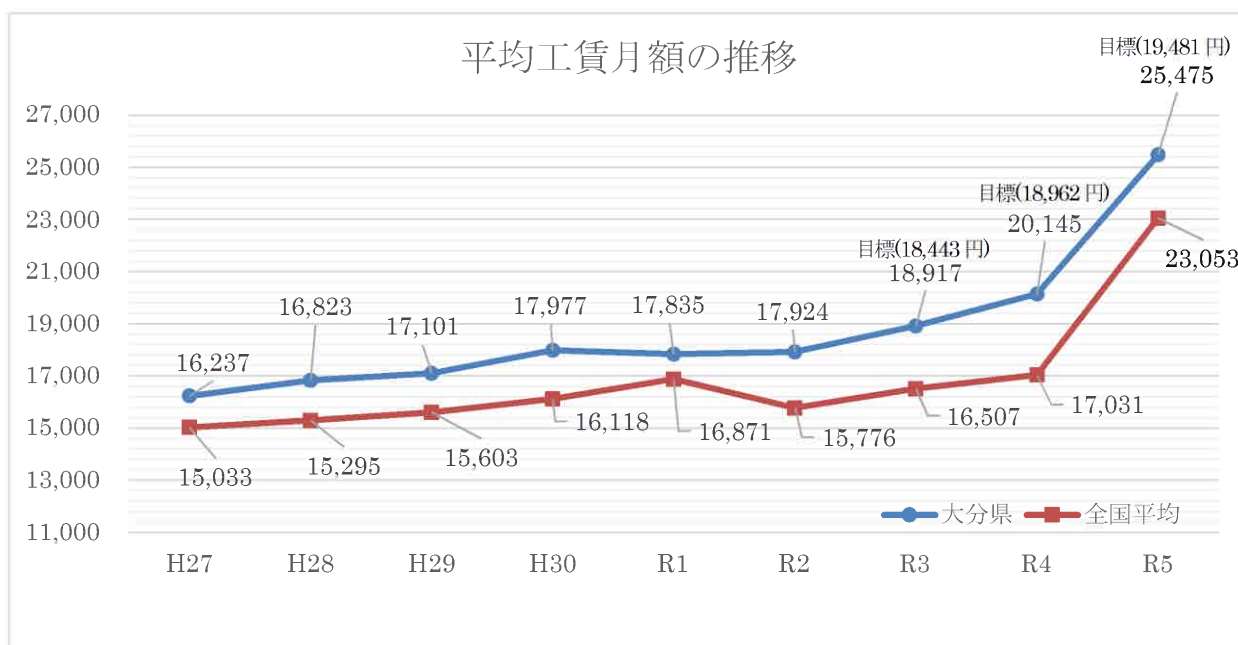
R5 平均月額分布	事業所	構成比
30,000～	65	28.8%
県平均～29,999	22	9.7%
20,000～県平均	58	25.6%
10,000～19,999	70	31.0%
0～9,999	11	4.9%

② 全国との比較（令和5年度比較）

令和5年度の全国平均工賃月額が23,053円に対し、大分県は2,422円多い25,475円となっており、各県比較において全国11位（令和2年度12位）となっています。

〈大分県及び全国の年度別平均工賃月額〉

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
大分県 (対R2年度比)	17,924円 -	18,917円 (105.5%)	20,145円 (112.4%)	25,475円 (142.1%)
全国 (対R2年度比)	15,776円 -	16,507円 (104.6%)	17,031円 (108.0%)	23,053円 (146.1%)
全国順位	12位	12位	6位	11位



2 官公需の発注状況

平成25年4月からは、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、本県では、庁内連携を図るため協議会を設置し、障がい者就労施設などへの物品や役務の発注促進に向けた取組を全庁的に進めています。

また、市町村とも連絡会議を開催し、発注事例等について情報交換を行うなど、一層の発注促進が図れるよう取り組んでいるところです。

その結果、県では、名刺印刷や啓発用物品等の新たな発注が増加し、令和5年度の物品及び役務の発注実績が87,566千円となり、令和2年度と比較して約16%伸びています。

〈大分県及び県内市町村における官公需の発注実績〉

（単位：円）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大分県	物品	28,544,424	31,413,572	24,788,575	35,869,897
	役務	47,244,534	47,335,792	51,397,911	51,696,556
	計	75,788,958	78,749,364	76,186,486	87,566,453
市町村	物品	24,051,619	27,539,145	24,061,559	26,873,518
	役務	233,618,783	244,443,332	260,742,140	280,817,767
	計	257,670,402	271,982,477	284,803,699	307,691,185
合 計	物品	52,596,043	58,952,717	48,850,134	62,743,415
	役務	280,863,317	291,779,124	312,140,051	332,514,323
	計	333,459,360	350,731,841	360,990,185	395,257,738

3 各B型事業所における工賃実績の増減理由

第4期工賃向上計画期間中の主な工賃の増減理由については、以下のとおりです。

（1）工賃実績が増加したB型事業所

- ・データ解析等の高単価な仕事ができる利用者が増えた
- ・新型コロナウイルスの影響で制限されていたイベントの再開により販売機会が増えた
- ・新型コロナウイルスの影響で減少していた受注（草刈り、カフェ委託業務等）が増えた
- ・意欲の高い利用者の出勤日を増やし、生産量を増やした
- ・営業している店舗のうち、売り上げが見込めない店舗を閉鎖した
- ・施設外就労にて農福連携の割合を増やした
- ・自主生産品及び販売先等の新規開拓や販売数を増やした
- ・物価高による原材料費の高騰を自社製品に価格転嫁し売り上げが増した
- ・利用者のスキルアップ、作業改善等により生産性が向上した

- (2) 工賃実績が減少したB型事業所
- ・施設外での作業契約が終了した
 - ・既存の自動車部品の受注が大きく減少した
 - ・利用者の高齢化や職員の不足により受注件数が減少した
 - ・急激な物価の高騰により原材料費が高騰した
 - ・施設利用者の新型コロナウイルス感染などにより安定して通所できる人数が減少した
 - ・新型コロナウイルスの影響や物価高等の影響により、自動車関連の内職の受注が減少した

4 B型事業所が希望する支援策

今後、B型事業所が工賃向上や課題解決のために希望する支援策については、次のとおりです。

(1) 調査方法：各事業所から提出された「工賃向上計画シート」を集計

(2) 回答事業所数：220事業所（対象事業所数：272事業所）

(3) 調査結果（複数回答）

[1] 工賃向上のために必要と考えていること

- | | |
|-------------------|---------|
| ① おおいた共同受注センターの活用 | (95事業所) |
| ② 官公需の拡大 | (85事業所) |
| ③ 商品・サービス価値向上 | (68事業所) |
| ④ 個別事業所の経営力強化 | (64事業所) |
| ⑤ 農福連携 | (44事業所) |
| ⑥ ITの活用推進 | (43事業所) |
| ⑦ その他(※) | (20事業所) |

(※商品販売機会の提供、合同研修の実施、在宅就労支援等)

[2] 農福連携について

① 農業の実施状況

- | | |
|------------------|--------|
| ・ 農業実施 | 126事業所 |
| ・ 施設内就労のみ農業実施 | 60事業所 |
| ・ 施設外就労のみ農業実施 | 45事業所 |
| ・ 施設内、施設外両方で農業実施 | 22事業所 |

② 農業実施にあたっての課題

- ・ 福祉事業所職員では、栽培、加工の知識が少ない。
- ・ 施設外作業の場合、スタッフが1名つくため多くの人手が必要
- ・ 天候に左右されるため作業人数や作業内容が変更となり、予定が組みづらい

- ・ 利用者の高齢化による屋外作業の危険性（熱中症等）
- ・ 山奥などの農場作業でのトイレ問題
- ・ 機械導入をしたいが大型機械は高額であり導入しづらい
- ・ 利用者によって扱える機械の差が大きい

③農福連携の課題解決のために希望する支援策（複数回答）

- ・ 農産物の栽培技術支援 （48事業所）
 - ・ 販路の確立・拡大 （41事業所）
 - ・ 加工商品の開発 （35事業所）
 - ・ その他（※） （13事業所）
- （※機械導入等設備投資補助、病虫害対策、有害鳥獣対策等）

5 B型事業所が抱える課題

前述の3、4の状況を踏まえたB型事業所が抱える課題としては、以下のことが推測されるため、今後の工賃向上を図るためには、これら解決に向けた対応が求められます。

（1）B型事業所間や企業、産業界との連携不足

B型事業所間での情報共有や企業等との交流が少なく、利用者の高齢化が進む中、新たな業務提供や見直し、商品開発や品質向上、コスト削減など、市場ニーズの変化に迅速に対応できていない。

（2）工賃向上に向けた知識・ノウハウの不足

商品の品質や作業効率の向上、販売機会や新規顧客の確保、物価高による原材料費や人件費などのコスト増加をモノやサービスへ価格転嫁するといった知識・ノウハウが不足している事業所が多い。

（3）安定した受注の不足

新型コロナウイルス感染拡大、急速な円安の進行などの社会情勢の変化による受注の減少、それによる売り上げの減少など、コロナ禍での影響を払拭するまでに至っていない事業所が多い。

（4）農業の知識・技術力の不足

農業に取り組むB型事業所は増えており、施設職員に作物の栽培技術等の専門知識の普及に取り組んでいるものの、市場が求める品質や量の確保に至っていないほか、6次産業化や商品の開発、販路の確保・拡大に向けた取組が不足している。

第3章 目標工賃額

1 目標工賃の設定

第2章のとおり、令和5年度の平均工賃月額、25,475円となっており、第4期工賃向上計画における同年度の目標額19,481円を5,994円上回る結果となりました。工賃が向上した要因として、新型コロナウイルスの影響により減少していた販売機会や、観光系・自動車系の内職作業の発注の再開により、実績を上げることができたと考えられます。

このように、障がいのある方が地域において自立した生活を送るためには、工賃を着実に引き上げていくことが必要です。

このため、本県においては、令和5年度の平均工賃月額と、これまでの他県の推移等を踏まえ、年率1.2%の伸び率から算出し、第5期工賃向上計画の目標年度である令和8年度の目標工賃月額を26,595円と設定し、更なる工賃向上に向けて積極的に取り組んでいきます。

【目標工賃月額】

(単位:円)

	R6(2024)年度	R7(2025)年度	R8(2026)年度
目標工賃月額	25,969	26,280	26,595

2 目標工賃の考え方

全国でも工賃水準が高い自治体における推移と新たな県長期総合計画における指標検討を踏まえて、伸び率1.2%により目標工賃額を設定する。

月額の算定方法

- ① 令和5年度平均工賃月額実績額・・・25,475円※
- ② 各年度の目標伸び率 1.2%
- ③ 各年度の目標工賃額

R6(2024)年度 25,662円×1.012=25,969円

R7(2025)年度 25,969円×1.012=26,280円

R8(2026)年度 26,280円×1.012=26,595円

※目標工賃設定時に国が示していた算定方式による令和5年度平均工賃月額は25,662円であり、県長期総合計画における指標も25,662円を基に設定しているため、目標工賃については据え置き。

第4章 計画推進のための各主体の役割

本県では、この計画に掲げた目標工賃額達成のため、県が取り組むこと、B型事業所や市町村に求められることを具体化し、あらゆる主体が連携して工賃向上に向けた取組を行っていくこととします。

1 県の具体的な取組

県はB型事業所が工賃向上に向けた取組を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行うとともに、本計画の進捗管理や課題解決のための具体的な取組を行います。

また、工賃向上の取組について、市町村や商工団体等に対して積極的な理解と協力を求めます。

(1) おおいた共同受注センターの活用

本県では、これまで単独のB型事業所では受注することが困難であった大量受注に対応するため、平成25年10月から社会福祉法人太陽の家（別府市）内に共同受注事務局を設置し、官公庁、民間企業等からの受注窓口の一本化や、受注内容に応じたB型事業所間の取りまとめ等を行ってきました。令和3年4月からは「一般社団法人おおいた共同受注センター（以下、「おおいた共同受注センター」という。）」として自立運営を行い、引き続き県内の障がい者施設への大量受注窓口を担っており、県庁内は基より、市町村や企業等に対しても、活用を促してきました。また、IT業務及び農福連携の共同受注窓口を担えるよう、会員事業所の育成や業務開拓を行うほか、営業活動が思うように自ら実施できていない事業所には、おおいた共同受注センターからの仕事の斡旋を行えるよう、おおいた共同受注センターへの加入を勧めてきたところです。

第5期工賃向上計画期間においては、官公庁、民間企業等への営業活動や共同販売会の開催、インターネットを活用した受注促進、B型事業所が提供する商品やサービスごとの業種別部会での新商品・サービスの開発やB型事業所間のスキルの向上のための研修等を引き続き実施するとともに、企業団体や地場企業等官公需や民需に係る関係者が参画する「大分県障がい福祉サービス事業所等活用促進協議会」を行い、B型事業所が提供する物品等の情報提供体制の構築や地場企業等との協働による更なる品質向上や販路拡大等による受注拡大を図ります。高等に伴う価格転嫁事例など、経営的視点を強化するための研修等を通じて、各事業所の経営力強化を図ります。

(2) 個別事業所の経営力強化

専門家からの経営指導や技術指導を望む事業所へコンサルタント及び専門家等を派遣し、経営者や職員に対する動機付けや事業戦略・事業計画の策定、収益向上に向けた収支計画又は収支改善計画の策定、商品づくりや提供サービス等の価値

向上に向けたコンサルティングや技術指導等を行います。

併せて、円安や物価高等に伴う価格転嫁事例など、経営的視点を強化するための研修等を通じて、各事業所の経営力強化を図ります。

(3) 農福連携

現在農業に取り組んでいるB型事業所及びこれから農業に取り組むことを検討しているB型事業所からの要望に応じて、アグリ就労アドバイザーを派遣し、現状調査、課題整理をした上で、農作物の栽培技術等支援、販路の確立・拡大支援等の必要な支援を行います。

また、農福マルシェの開催等により農作物の販売機会の提供を行うなど、農福連携を一層推進し、工賃向上と障がい者の社会参加を促進します。

(4) 官公需の発注促進

本県では、障害者優先調達推進法施行と同時に、障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進に関し、県庁内における連絡調整を図り総合的かつ効果的に行うため、大分県優先調達推進協議会を設置し、発注可能な物品や役務については積極的な発注を働きかけ、全庁的に取組を進めます。

また、障がい者就労施設が受注可能な業務の情報提供や共同受注窓口の積極的な活用を促すなど、更なる取組を推進します。

併せて、各市町村の担当者が参加する障がい者優先調達推進県市町村連絡会において、発注事例等について情報交換を行うことにより、一層の発注促進を図っていきます。

(5) 社会情勢の変化に向けた取組

想定を上回る人口減少の進行により、地域における人材不足等から生じる、地域課題の解決や地域の産業維持など、求められる新たな職種や業種にチャレンジできる環境づくりに向けて、各関係機関との連携を図っていきます。

2 B型事業所に求められること

B型事業所においては、これまでも工賃向上に取り組んできたところですが、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう、それぞれが作成した工賃向上計画を達成するため、B型事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが重要です。

また、工賃向上に向けて積極的に事業展開をするためには、職員、利用者及びその家族が、経営理念及び運営方針を共有することが必要です。

(1) 作業種目の重点化と明確化

工賃向上においては、対象とする作業種目を明確に設定せずに、工賃の底上げをしようとする逆により焦点がぼやけてしまうため、作業種目の絞り込みを行うことが重要です。その際には、設備や既存販路などの事業所の強みを活かした作業

内容を検討し、目標の明確化と、具体的な数値目標を含む綿密な実施計画を決定した上で実行する必要があります。また、目標売上の設定、収支把握、適正な単価設定を行うことも重要です。

具体的には、B型事業所の現状分析、令和6年度から令和8年度における各年度の目標工賃額の設定及び目標工賃額を達成するための年次計画の作成（P l a n）、具体的取組の実施（D o）、目標工賃額の達成状況を点検及び評価を行い（C h e c k）、その結果に基づく所要の見直し（A c t）というサイクルの確立が必要になります。

（2）法人、B型事業所の実行責任者の確固たる意思

B型事業所が工賃向上を図るためには、法人トップ、事業所の管理者等実行責任者の明確な理念、主体的な参画意思などの確固たる意思の確認が大切です。

管理者が目標達成に向けた具体的な取組やプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の職員のみならず、利用者や家族にも示し、理解を得て進めるとともに、適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて、全ての利用者の就労に必要な知識及び能力の向上を図っていくことも必要となります。

（3）B型事業所の主体性

外部の有識者（アドバイザー等）を入れた場合、B型事業所側には「アドバイザー等に任せれば工賃が上がる」という意識も見受けられます。

アドバイザー等は、売上げ増やコスト削減等の経営改善に向けた方策を提案しますが、その提案をB型事業所が主体となって取捨選択し、計画を実行していかなければ、工賃向上の効果は期待できません。

工賃向上を図るためには、各事業所が主体性をもち、利用者の将来も見据えつつ、経営的視点に立って事業所の運営にあたることが大切です。

（4）職員の意識改革と利用者及び家族の理解

工賃向上の取組をうまく進めるためには、B型事業所の責任者、職員、利用者や家族が一丸となってその必要性の共有と理解を図ることが大切です。

一方で、高い工賃を得るために働きたいという利用者もいれば、あまり厳しい仕事を望まない利用者もいるという現実もあります。

このとき、利用者等の理解を得ないまま、工賃向上の取組を進めていくと様々な問題が起こり得ます。工賃向上の必要性について説明し、理解してもらい、その上で、利用者がどのような働き方を望んでいるのか複数の選択肢を用意して利用者に決めてもらうというプロセスが重要となります。

何のための工賃向上なのか、工賃向上の必要性をきちんと説明し、B型事業所の責任者、職員、利用者や家族全体に十分な共有と理解がなされているかを、逐一確認しながら計画を進めていくことが鍵となります。

(5) 地域のネットワークの活用

工賃向上は、一職員や事業所内だけで取り組むには限界があります。そこで、地域の様々な人たちの知恵や企業、自治会組織、NPO法人、ボランティア団体など地域の社会資源を十分に活用し、理解と協力を得ながら計画を進めていくことが効果的です。また、地域の各B型事業所の勉強会や相互の交流を通して情報共有・意見交換・連携を図ることは先進事例を研究する機会にもなるとともに、業務改善や、利用者、事業所職員のスキルアップにもつながるなど、工賃向上に向けた事業展開や、職員の意識改革を行ううえでも効果的です。

(6) 社会情勢の変化への適応

新型コロナウイルス感染拡大や長引く円安の影響、原材料・エネルギー価格等の高騰により厳しい環境に置かれていますが、経費の最適化、各事業所が有するモノ・サービスへの価格転嫁などを図るとともに、新たな社会ニーズに対応した事業創出へのチャレンジなど、社会情勢の変化に適応していくことが求められます。

3 市町村に求められること

市町村は、地域で障がい者を支える仕組みを構築することが重要であるため、工賃向上に向けてのB型事業所の取組を積極的に支援することが重要です。

また、障害者優先調達推進法に基づき実効性のある調達方針を策定し、当該方針に基づいた物品等の発注促進が行われることが求められます。

具体的な支援策としては、次のとおりです。

(1) 企業等に対する周知、協力依頼

- ①市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ②地域の企業や商工団体、商店街への事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

(2) 官公需での協力

- ①市町村の障がい者就労施設等への発注について、調達方針を作成し、その中で「目標」を定める。
- ②障がい者就労施設等への発注について、庁内へ周知文書を発出し官公需の促進を図る。
- ③幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

(3) その他

庁舎等を活用した障がい者就労施設等製品の販売スペースの提供

第5章 計画の検証

1 各年度における計画達成状況の点検及び評価

福祉現場の精通者と企業等の産業界有識者で構成する大分県障がい者工賃向上推進委員会で、前年度における各B型事業所の平均工賃月額及び障がい者工賃向上支援事業の実績などから現状を把握し、計画の達成状況の点検、評価を行い、その結果に基づいて計画の見直しを含めた所要の対策について検討を行います。

2 平均工賃月額の公表

各B型事業所から毎年報告がある平均工賃月額については、第5期工賃向上計画の進捗状況を明らかにするとともに、各々のB型事業所の情報として大分県ホームページ上で公表します。

参考

平均工賃月額算定方法の見直し（指針より）

- 障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定式が導入される。

【R5 までの前年度平均工賃月額算定方法】

① 報告対象年度各月の工賃支払対象者の総数を算出

（例：50 人定員で、工賃支払い対象者が、4 月 45 人、5 月 50 人、6 月 48 人、7 月 50 人、8 月 50 人、9 月 50 人、10 月 49 人、11 月 50 人、12 月 45 人、1 月 47 人、2 月 50 人、3 月 50 人の場合は、 $45+50+48+50+50+50+49+50+45+47+50+50=584$ 人となる。）

② 報告対象年度に支払った工賃総額を算出

③ ②÷①により 1 人あたり平均月額工賃額を算出

※月の途中からの利用開始者及び利用終了者、月の途中で入院又は退院した利用者や新型コロナウイルスへの罹患したこと等により 1 週間以上に渡って利用できなくなった利用者、自事業所以外の障害福祉サービスを利用している者、人工透析など、通年かつ毎週 1 回以上引き続き通院する必要がある利用者などは算定から除外することが可能



【R6 以降の前年度平均工賃月額算定方法】

①前年度における工賃支払総額を算出

②前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

③前年度における工賃支払総額（①）÷前年度における開所日 1 日当たりの平均利用者数（②）÷12 月により、1 人当たりの平均工賃月額を算出

※上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止